

揖斐川町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
揖斐川町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員一人一人が、働きやすさと働きがいを持ち、心身ともに健康に、その専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことができるよう、文部科学大臣の指針「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関する指針」に基づき策定するものです。

教育という職務に熱意と使命感を持ち、子どもたちを最前線で支える教育職員たちの力は、学校教育において最も重要な部分です。一方で、社会情勢や価値観の変化に伴って教育や学校への要請が多岐にわたる昨今の情勢において、職員の熱意と使命感だけを頼りにその要請に添えていくことは、過度な職務を負わせることにもなりかねません。

これまで学校が果たしてきた使命や役割を十分に踏まえ、教育職員の日々の真摯な職務姿勢に敬意をもちつつも、過度な負担により心身の健康を損なうことのないよう、業務内容の質的転換や量的削減・精選を図り、教育職員が一番の本意である「子どもたちへの教育」に専心できる勤務環境を整えることを目的として、町としての働き方改革を推進していきます。

(2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、揖斐川町立小中学校管理規則 第22条に、教育職員の業務量の適切な管理について定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

< 揖斐川町立小中学校管理規則 >

第22条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、

4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 教育委員会は、前2項に定めるもののほか、給特法第7条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。

- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29時間49分	14.1%	0.0%
中学校	月35時間30分	30.3%	1.9%

- 時間外在校等時間の年平均は、2年前の令和4年度は小学校約32時間、中学校約43時間であり、働き方改革に継続的に取り組んできたことによる一定の成果を見ることができます。
- 全体の平均は小、中ともに月45時間を下回っていますが、個別に見たときに月45時間を上回る教育職員の割合は、小学校で14.9%、中学校で30.3%となっており、一定数45時間を超える職員がいることが分かります。
- 経験の差などにより個々の業務遂行力に違いはありますが、それを踏まえたうえで一定の職員に負担が偏ることのないよう、個々のキャリアに応じた適切な分掌の配分や、業務負担を分け合えるような協力体制の構築などを進めていく必要があります。
- 平均の月ごとの内訳を見ると、4～5月の時間外勤務時間が多い傾向があり、学校によっては45時間を超える月もあります。一方で夏季休業日のある8月は非常に少ないなど、時期により大きな差があります。
- 年度中に行事や教育課程の節目があったり、生徒指導等の問題への対応等があったりといった学校教育の性質上、時期や日によって忙しさに違いがあり、年間を通して時間外勤務時間を平準化することは難しく、無理にそれを課すことはかえって教員の負担感やストレスを助長しかねません。よって、「注力すべき時は注力し、休む時は休む」というメリハリある働き方を職員が計画的にできるように環境を整備し、一人一人の時間外勤務時間の平均値が低い水準で安定するよう努める必要があります。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

- (1) 1か月時間外在校等時間の学校平均を全小中学校45時間以下にします。
- (2) 時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員を10%以下にします。
- (3) 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員を0人にします。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 揖斐川町教育委員会と学校は、計画期間中に以下の内容を重点事項として取り組みます。

(1) 教育委員会として推進する事項

① 教職員を支援する職員の配置

- ・ 全小中学校にスクールサポートスタッフを配置し、印刷や教材整理などをはじめとした作業や、事務業務を補助することで教員の負担軽減に努めます。
- ・ 全小中学校に学校校務員を配置し、給食の準備・片付けや、その他校内環境の整備などを請け負うことで、教員が児童生徒の指導に注力できるようにします。
- ・ 教科指導や特別支援教育を補助する支援員を各学校複数配置し、個に応じたきめ細かな指導を協力体制で進められるようにします。

② 事務業務の見直し・負担軽減

- ・ 町内に二つの「共同学校事務室」を設置し（揖斐川共同学校事務室、北和・谷汲共同学校事務室）、教員と学校事務職員の役割分担など校務全体の業務改善を進め、教育活動の支援を行います。
- ・ 学校徴収金の管理や教材等の支払いなどの会計業務に「ネットバンキング」を導入し、支払いや振り込みなどの事務手続きを簡便にします。

③ ICTの活用による業務改善

- ・ 保護者へのメール連絡システム（「スマート連絡帳」）を活用し、全小中学校の保護者に向けた連絡や案内等は、町教育委員会から直接送信します。
- ・ 校務や進路業務の支援システムを導入し、書類作成や諸帳簿の管理、入試業務などの業務負担を軽減します。

(2) 地域・保護者等の協力をいただき推進する事項

① 登下校時の日常的な見守り活動

- ・ 「揖斐川町交通安全サポーター」や保護者の方を中心に、通学路の見守り活動の継続をお願いします。
- ・ 気象状況の急変や獣害のおそれなど、突発的、あるいは継続的に通学路の見守りが必要な際には、各家庭に協力をお願いします。

② 時間外の学校への連絡や、相談等への対応

- ・ 職員の最終退校後、学校への電話は留守番電話の対応とします。緊急の連絡の場合は、管理職の持つ学校用携帯で対応します。
- ・ 教育相談や発達相談などについて、教育委員会にも相談窓口を設け、保護者に周知します。

③ 中学校の休日部活動の地域展開

- ・ 学校における部活動は平日のみとし、休日は「いびがわ地域クラブ」による活動を推進します。

(3) 学校による取組

① 休養日・休養時間の確保

- ・ 全小中学校で週1日、「ノー残業デー」を確実に位置付け、実施します
- ・ 学校閉庁日を年間6日以上設定し、実施します。

② 職員の業務の均衡化

- ・ 職員の一人一人の経験年数や持ち味を鑑みて校務分掌を割り振ったり、チーム協力体制を校内で構築したりして、職員個々のもつよさを活かしつつ、及ばないところを互いに補完し合う校内組織をつくり、特定の職員に業務負担が偏らないよう努めます。

③ 職員の心身の健康の保持

- ・ 毎月全職員の「メンタルヘルスチェック」を行い、管理職が職員の心身の健康状態を把握し、必要に応じて個別に面談をしたり、業務改善についての指導や相談を行ったりします。
- ・ 学校での職務や、それ以外のことでも悩みや心配事がある場合はいつでも相談できるよう、管理職をはじめとした経験ある職員から働きかけます。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて医師等による保健指導を受けるよう促す。

5. 今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、教育委員会は、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握します。また、毎年度、町のホームページにその状況を公表するとともに、定例の教育委員会と総合教育会議等において報告します。

【公表内容】

- (1) 過去3年間における「時間外在校等時間」(月ごとの平均)
- (2) 月45時間を上回る教育職員の割合(月ごとの平均)
- (3) 月80時間を上回る教育職員の割合(月ごとの平均)

【公表時期】 6月頃

- ・ 本計画は、取組の進捗状況等を踏まえ、適宜見直すものとします。

6. 参考（心の健康づくりの「3つの段階」と「4つのケア」）

- ・ 心の健康づくりには、次の第1次予防～第3次予防までの総合的な取組の中に、以下の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

< 3つの段階における対策 >

〔第1次予防〕	メンタルヘルス不調の未然防止 職場における心の健康づくりの推進 セルフケア、ラインケア、ストレスへの気づきと対処 ストレスチェック、職場の環境改善等
〔第2次予防〕	メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応 医療機関や相談機関への早期受診等
〔第3次予防〕	円滑な職場復帰と再発防止 休職者の職場復帰支援とフォローアップ、再発の防止

< 4つのケア >

セルフケア	教職員自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに気づき、予防、軽減あるいは対処すること
ラインケア	教職員と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や教職員に対する相談を行うこと
健康管理スタッフ等によるケア	産業医や衛生管理者等が職場のメンタルヘルス対策の提言を行うとともにその推進を担い、また教職員及び管理監督者を支援すること
職場外資源によるケア	職場外の機関や専門家を活用し、その支援を受けること